

専第7号

損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年11月6日

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり損害賠償の額を定める。

金 272,650円

相手方		事由
氏名	住所	
		二級河川天降川水系霧島川の河川区域内で発生した倒木による民家損傷事故